

令和4年度第2回旭川市いじめ防止等連絡協議会

会議の概要	
日時	令和5年2月14日(火) 午前10時30分から午後0時10分まで
場所	旭川市教育委員会 4階 会議室
出席者(委員)	12名 高野拓実, 福澤 秀, 辻並浩樹, 鈴木示諭, 富樫祐一, 中村育恵, 水野君平, 佐伯教道, 館野恭子, 安田小響, 村本暁宣, 坂田尚司(敬称略)
出席者(事務局)	(学校教育部)野崎教育長, 眞田次長 (教育指導課)末木主幹, 忠海課長補佐, 竹中課長補佐, 角地主査
会議の公開・非公開	非公開(旭川市情報公開条例第8条該当:個人情報を取り扱うため)

会議録

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 議題1 「(仮称)旭川市いじめ防止条例」の制定について

※事務局から、「(仮称)旭川市いじめ防止条例」の制定について説明

(会長)

- ・事務局から「(仮称)旭川市いじめ防止条例」の制定について説明があったが、委員の皆様から何かないか。
- ・令和5年2月7日付けで文部科学省から「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」という通知が出されたが、条例と通知との関連を伺いたい。

(事務局)

- ・本条例と通知との関連については、条例の制定が7月を予定していることから、まずは、各学校に通知の周知を行うとともに、各種会議において説明していく。条例制定後は、旭川市いじめ防止基本方針の改定を予定しており、改定に併せて関連する内容を掲載する。

(会長)

- ・被害児童生徒やその保護者に対する対応については記載されているが、加害児童生徒やその保護者への対応についての記載はないと思う。加害児童生徒の出席停止等については、全国で10件もなかったと記憶しており、どのような対応を考えているのか伺いたい。

(事務局)

- ・本条例では、学校及び教育委員会は、いじめ対応において教育的なアプローチを基本とし、被害児童生徒やその保護者に寄り添うことを基本理念として示している。一方、加害児童生徒とその保護者に対する教育的なアプローチとしては、再発防止策にも位置付けているが、加害児童生徒に対する指導計画の作成や警察等の関係機関との連携などを考えており、今後は、旭川市いじめ防止基本方針への記載や各種会議、通知等で周知し、適切に対応していく。

(会長)

- ・資料5「骨子案」の1ページ「1総則(1)目的」の中で、この条例は、防対法の趣旨を踏まえ、本市におけるいじめの防止等に係る基本理念を明らかにするとともに、市、市立学校及び保護者の責務、児童生徒の心構え、市民等の役割、いじめの防止等のための施策の基本となる事項等を定め、いじめから児童生徒の生命や尊厳を守り、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現に資することを目的とするところである。また、2ページ以降に「3責務と役割等」があり、市立学校

及び保護者の役割、児童生徒の心構え、市民の役割などが具体的に示されている。

- ・本条例骨子案に対し、関係機関それぞれの立場で考えることがあると思うが、委員の皆様から何かはないか。まずは、「学校の責務」について伺いたい。

(委員)

- ・「市立学校の責務」に示されている3点については、校長として、大変重く受け止めており、校長だけではなく、全ての教職員が理解する必要があると考えていることから、職員会議や校内研修等で一つ一つ確認しながら進めていきたい。

(委員)

- ・条例骨子案に「市立学校の責務」として3点が具体的に文章化されていることは、大変意味があることである。
- ・昨年9月に「いじめの重大事態に係る調査報告書」が公表されてから、校長会議において教育委員会から早急に取り組むことについて具体的な説明を受けており、この2月も、各学校においては、市独自のいじめアンケート調査を実施するなど、学校現場は一つずつ取組を進めている。
- ・先日、校長会では、いじめに関する研修会を実施し、今後も、校長がリーダーシップを発揮し、いじめの問題に毅然として対応していくことが重要であると確認された。

(会長)

- ・次に、「保護者の責務」について伺いたい。

(委員)

- ・PTA連合会の代表として、一保護者の立場として、本条例骨子案の「保護者の責務」について、加えてほしいことや文言の修正など意見はない。
- ・最近よく聞く話として、子ども同士の全てのトラブル等について、保護者が学校を頼りすぎており、保護者同士のトラブルまでも、その解決を学校に期待している方もいるようである。
- ・「保護者の責務」の2つ目の丸に、「保護者は、保護する児童生徒がいじめを受けた場合、学校又は市に相談するよう努めなければならない」とあるが、この文言の読み取り方によっては、ますます学校への負担が大きくなっていかないか心配である。学校は、学校外で起きたいじめも対応することになるのか。

(会長)

- ・最近ニュースとなっている飲食店における、SNS上での動画のトラブルなども、生徒と保護者の問題であるが、学校に対応を求める電話やメール等が殺到するなど、学校に対応を求める傾向が強い。
- ・子ども同士の全てのトラブル等において、学校が窓口となるのか、仲裁をするのかなど、保護者の求めが異なると考えられ、学校の役割が多くなることで、重荷になっていることが心配である。
- ・次に、「児童生徒の心構え」について伺いたい。

(委員)

- ・これまで、各学校においては、いじめの問題等に関する様々な取組が進められてきており、現在も子どもたちは、「児童生徒の心構え」に記載されている内容について学んできていると考えている。
- ・生徒は、何かトラブルが起こったときに、ある程度は自分たちで解決に導くことができている。人間同士なので、大人が期待するような仲直りとはならず、わだかまりが残ることはあると思うが、小学校の段階から集団生活における問題を解決したり、修復したりする経験を積むことで、身近な問題を解決する能力は段階的に高まっている。

(委員)

- ・「児童生徒の心構え」について3点記載されており、1点目の「他者と思いやりを持って接すること」については、各学校の教育目標との関連がある内容であり、2点目の「いじめの防止の活動に主体的に取り組むこと」については、これまで児童会・生徒会が中心となって行ってきた児童生徒主体の取組を継続することになる。3点目の「いじめを発見した場合、速やかに相談すること」については、主に学校や保護者への相談が考えられるが、関係機関等が設置している相談窓口の周知にも取り組んでいく。

(会長)

- ・人権尊重や人権侵害などという言葉をよく耳にするが、児童生徒が理解するのは難しい内容ではないか。日々考えさせる機会を設定するなど、繰り返し学ぶことで理解させる必要がある。
- ・次に、「市民の責務」について伺いたい。

(委員)

- ・学校との連携においては、特に非行防止教室に力を入れており、その中で、犯罪被害者やその家族の手記、加害者の反省文などを紹介するなど、命の大切さについて学ぶ機会を提供している。
- ・令和4年12月末の段階で、39校61回で実施しており、1月から3月までの期間も多くの学校で実施予定である。
- ・2月に各中学校で行われる入学者説明会においても、保護者を対象とした携帯電話・スマートフォン教室等を実施し、フィルタリング等の活用について理解を求めている。

(委員)

- ・令和5年2月7日付けで文部科学省から「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」という通知が出されたという話題があったが、警察庁からも同様の通知があったばかりであり、今後も学校との連携等を徹底していきたい。
- ・学校においては、事案を把握した際、警察が対応する事案か迷うこともあると思うが、ためらわずに通報いただきたい。速やかな通報により、速やかな問題解決に結び付くと考えている。また、児童生徒の非行防止や再犯防止に力を入れており、今後も少年相談を利用いただきたい。

(委員)

- ・児童相談所では、＃189という児童虐待対応ダイヤルを設置しているが、児童虐待以外であっても子どもや保護者のSOSの声を聞いている。直接いじめに係る相談は少ないが、学校生活や友人関係に係る相談を聞いている中で、いじめと結び付くこともある。このような場合は、学校や警察、子ども総合相談センター等と連携し対応している。

(委員)

- ・子ども総合相談センターにおいては、いじめに係る相談は少なく、学校に行けない子どもや保護者から登校しぶりなどが続き不登校傾向になっているなどの相談が多い。
- ・相談があった内容等については、相談者の許可を取った上で、速やかに学校に情報提供するとともに、教育委員会と情報共有している。

(会長)

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの立場から伺いたい。

(委員)

- ・大人が子どものいじめについて考え、条例を制定するという形で発信していくことがよい。
- ・学校を訪問した際、いじめの防止等に関わる児童生徒主体の取組を目にすることがある。いじめの問題について、自分たちで解決するため、解決する手段について確認する姿が見られ、感心している。旭川市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針の児童生徒版等が保護者や児童生徒に広まっていると考えている。
- ・令和5年7月が条例の制定予定とのことだが、何年後の見直しを行うなどの考えはあるか。

(事務局)

- ・条例制定後の見直し時期については、検討中である。具体的な時期については、意見提出手続等で骨子案に対する御意見をいただく中で、条例案に示すことも改めて検討する。

(委員)

- ・いじめの問題等の解決に当たっては、学校と保護者の足並みを揃えることが大切である。
- ・児童生徒間のトラブルは、学校だけではなく、留守家庭児童館や放課後デイサービスなどへも持ち込まれているし、その反対もある。
- ・留守家庭児童館や放課後デイサービスにおいては、他校の児童生徒間のトラブルも発生するなど、解決が難しいケースが増えてきているように感じている。

(委員)

- ・相談を受ける多くのケースは、学校と保護者で問題の解決に当たっているが、なかなか解決できず

困っているというものである。

- ・条例制定をきっかけに、関係機関等がスムーズに連携できるシステムづくりにつながることを期待しており、システムの構築が子どもや保護者を救うことになると考えている。

(会長)

- ・条例骨子案「5いじめの防止等のための施策」に関わり、相談や通報等を行うことができる体制整備やいじめに係る情報の一元化を図り、関係機関と連携するなどあるが具体的なイメージを伺いたい。

(事務局)

- ・体制整備等に係る具体的なイメージについて、市長部局にいじめ対策専門部署が新たに設置され、市長部局と教育委員会が一体となりいじめの問題に対応することになるが、詳しくは、議題2の中で、「旭川市におけるいじめ対策（案）」について説明する。

(会長)

- ・承知した。
- ・各関係機関の代表である委員から意見等があったが、教育委員会の考えを伺う。

(委員)

- ・学校外で起こったいじめも学校が対応することになるのかとの質問があったが、いじめ防止対策推進法において、いじめが起こった場所は学校の内外を問わないとされていることから、学校で対応することになる。
- ・いじめの問題への対応は、子どもの様々な問題の入口となっていると考えられる。例えば、発達上の課題のある子どもや学業不振によって自己肯定感が持てない、自尊感情が低い子どもが、いじめの被害や加害になるケースがあったり、家庭での様々な問題が影響したりしている場合もあるかもしれない。
- ・子どもの様々な問題の入口を、学校や家庭、地域が一体となって確実に拾い上げ、小さな芽の内から解決を図ることが大切である。
- ・新たに市長部局に設置する専門部署には、臨床心理士、弁護士、スクールソーシャルワーカー等の専門職の方が配置となる。専門部署の職員と学校運営の専門家として教育委員会のいじめ対策担当の指導主事等が一つのチームを作り、ケース会議を行うなど、学校が把握した事案や市長部局に相談のあった事案など全てのいじめ事案について対応していく。
- ・ネット上のいじめなど、学校ではなかなか把握できない事案もあるが、子どもの身近な存在である先生方は、子どもの変化に気づきやすい貴重な存在であると考えている。教育委員会としては、先生方が子どもと向き合う時間の確保や先生方の心理的な負担の軽減のため、人的な配置や物理的な支援など検討しているところである。
- ・人権教育についても話題に上がったが、子どもの人権意識を培うことは、大変難しく、すぐに効果が出ないかもしれないが、いじめを人権問題として捉え、子どもが自分らしく安心して学校生活を送られるようにしたいと考えている。「児童生徒の心構え」について、法では「いじめをしてはならない」としているが、本市では、3つの中身に分けて記載するなど、条文を工夫している。また、小学校1年生から中学校3年生まで9年間かけて段階的に学ぶ人権教育プログラムの作成を進めているところである。

(会長)

- ・ケース会議では、把握したいじめの全件について行うのか、深刻度の高いものについて行うのか伺いたい。

(委員)

- ・本市の学校では、1月末の段階で約1350件のいじめを認知しており、次年度は認知しなかった事案についても報告を受ける予定である。ケース会議ではその全てを扱うのではなく、いわゆる困難ケースのみ扱うことになると考えている。
- ・困難ケースとは、警察等の関係機関と連携を図っている事案、いじめ等を背景として不登校となっている事案、SNS等を通じてその被害が広い範囲に及んでいる事案、学校のいじめ対応において保護者の理解が得られないなど対応に苦慮している事案などを考えており、これらについては、専

門職を交えたケース会議を行うことになる。

(会長)

- ・困難ケースの例として、警察等の関係機関との連携を図っている事案があったが、今後ますます増えてくると考えられる。また、いじめ等を背景として不登校となっている事案は、重大事態に該当するなど、基準の整理が必要だと考えるがどうか。

(委員)

- ・困難ケースの基準については、今後も検討をしていくが、重大事態やその疑いがある事案も困難ケースに含まれることになると考えている。

(委員)

- ・再度確認するが、いじめが起きた場所が学校の内外を問わず、学校が対応するということか。

(委員)

- ・国のガイドラインや基本方針にのっとりするため、学校が対応することになる。

(委員)

- ・例えば、放課後、SNS上に画像を掲載してしまったなど、たとはいじめが起きた場所が家庭であっても、学校が対応することになる。

- ・学校は、児童生徒への対応はもとより、保護者同士の話合いの場を設定することもある。

(委員)

- ・子どものトラブルなどを解決するにあたり、どこが、誰が、解決するのが問題ではないと考えている。

(委員)

- ・受け止めの問題であるが、保護者は学校が解決までしてくれると勘違いしているのではないか。

(会長)

- ・第1回目の本協議会に続き、今回も関係機関等の連携の大切さが確認された。旭川市には、医学を専門とする旭川医科大学と教育を専門とする北海道教育大学旭川校があるということも強みである。両大学と連携し、いじめ防止対策について、研究を積み上げ、効果を検証するなど検討してはどうか。

(2) 議題2 各機関等の取組について

○旭川市教育委員会から、令和3年度のいじめの状況等について説明

○旭川市教育委員会から、旭川市におけるいじめ対策（案）について説明

○旭川市中学校長会から、家庭におけるSNSの指導について情報提供

(3) 議題3 その他

※事務局から、委員の任期等について説明

4 閉会